

第4回第九期品川区介護保険制度推進委員会 議事録要旨

日時 令和7年12月25日(木) 14時00分 から 16時00分

場所 品川介護福祉専門学校 5階 特別講義室

出席者 ①委員(18名)※敬称略

熊本・遠藤・大八木・田尻・富樫・佐藤・伊井・中越・升崎・上阪・
大竹・榎本・平塚・浅川・上條・下村・中村・渡邊

(欠席)木内・小野寺

②区側事務局(6名)

(福祉部) 菅野・東野・佐藤・松山・榎村

(健康推進部) 勝亦

(欠席) 寺嶋

議事 議題

(1)第九期品川区介護保険事業計画 8つの推進プロジェクトの検証

①プロジェクト1「地域との協働によるネットワークと共生社会の実現」

②プロジェクト7「介護・福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上」

(2)日常生活圏域ニーズ調査の実施について

●議題

(1)第九期品川区介護保険事業計画 8つの推進プロジェクトの検証

①プロジェクト1「地域との協働によるネットワークと共生社会の実現」(資料1)

東野福祉計画課長:

私からはプロジェクト1「地域との協働によるネットワークと共生社会の実現」について、現在、区が進めている重層的支援体制整備事業に絡めて説明する。それでは資料1をご覧ください。最初に、このプロジェクトのタイトルにもなっている地域共生社会についてである。1番をご覧ください。地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である。平成28年6月2日閣議決定の「ニッポン一億総活躍プラン」では、地域共生社会の実現のための仕組みを構築するとしている。具体化したのは、令和2年の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律、いわゆる改正社会福祉法で、市町村の包括的支援体制の構築を実現するための施策として創設されたのが重層的支援体制整備事業である。この背景は、2(1)現状と課題として、複合課題や狭間のニーズなどの既存の制度では対応が困難な課題の増加とともに、地域や家族など人と人との繋がりが希薄化することで「生きづらさ」を抱える人が増加していること、それから、現状の制度や仕組みでの対応が難しいケースが増え、「支援のしづらさ」を感じている人がいることが挙げられる。2ページをご覧ください。重層的支援体制整備事業では、社会福祉法第106条の4第2項の各号に規定する①包括的相談支援、②参加支援、③地域づくり、④アウトリーチ、⑤多機関協働の5つを一体的に実施するものとしている。属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めるのが①包括的相

談支援である。支援機関のネットワークでの対応や、複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなげていく。社会とのつながりをつくる支援を行うのが②参加支援である。利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる等のほか、本人の定着支援と受け入れ先の支援を行う。世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備するのが③地域づくりである。交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートしたり、地域における活動の活性化を図る。支援が届いていない人に支援を届けるのが④アウトリーチである。会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけたり、本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置いている。⑤多機関協働では、区市町村全体で包括的な相談支援体制を構築するために会議体を設け、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。この会議体では、支援関係機関の役割分担も図る。次に、社会福祉法第106条の5では、重層的支援体制整備事業を実施する区市町村は、事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定することが努力義務となっている。区においては、令和6年4月に、第4期品川区地域福祉計画を策定しており、組織横断的の位置づけを行っている。ところが、令和7年4月から本格実施となっているため個別具体的な事業は構築中であった。よって、現在のところ実施計画については未策定である。第4期地域福祉計画推進委員会で評価・確認を行い、各事業内容を評価することとしている。社会福祉法第106条の6で規定する多機関協働事業で実施する会議体については、本人同意のもとで会議体を行う重層的支援会議がある。ここでは関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の継続や終結、資源の把握や喪失等を検討する。一方、同条には、本人の同意がない場合にも、情報共有に基づく支援の検討ができる支援会議が規定されている。守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届ける検討が可能となっている。3ページのこれらを踏まえて区が行っている取組状況をご覧いただきたい。まず、(1)品川区が目指す重層的支援体制では、それぞれの相談拠点の強みを活かしつつ、十分に連携を図ることができるような「機能連携型」の包括的相談支援体制の確立を目指している。これにより、「支える側」「支えられる側」という関係性を超えて、人と人、人と社会が繋がり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現を目指すものである。次に、(2)これまでの取組みだが、区では、重層事業が社会福祉法に規定された令和3年度より検討を開始した。令和4年度に移行準備を開始し、令和5年度に第4期地域福祉計画の策定にあたり、同時期に開始した孤独・孤立対策推進事業と一体的に進める組織横断的の位置づけを行った。令和6年度に重層事業の骨格を固め、包括的相談支援の新たな取り組みと重層事業を展開するための体制の構築等を行った。そして、令和7年度から本格実施となっている。まず、区内13か所の支え愛・ほっとステーションのうち6か所の職員を2名から3名に増員し、相談対象についてもこれまでの65歳以上高齢者としていたものを全世代の相談ができるよう拡充した。これが包括的相談支援の核となるものと考えている。令和9年度までに全13ステーションに拡大していく。これにより、支え愛・ほっとステーションで行っている「よりみち」(フリースペース事業)や、行政との繋がりのない高齢者宅への見守り訪問件数を増やすこと等の地域支援づくりや、参加支援、アウトリーチについても充実した事業の実施が可能となる。相談支援の中で課題となっていることは、行政への相談にハードルを感じる方が多いことである。そこで、区では、孤独・孤立対策推進事業と一体的に進める包括的相談支援の新たな取り組みとして民間事業との連携を行った。この連携により、24時間365日無料匿名チャット相談や、オンラインカウンセリングを導入している。別紙としてチラシを配付しているので併せてご覧いただきたい。24時間365日いつでも誰でも無料匿名で

利用可能なチャット相談については、NPO 法人あなたのいばしょと昨年度 7 月に連携協定を締結し、区民向けの専用相談窓口を開設している。区に繋げることが好ましいと思われる相談者については、本人の同意を得た上で、個人情報・相談内容を区に共有し区の支援に繋げることも可能な仕組みをとっている。次に、オンラインカウンセリングについて、今年度 4 月から開始した事業である。区民であれば 1 人 3 回まで無料で受けることができる。区が委託している株式会社マイシエルパは、精神科専門医が運営しており、質の高いカウンセリングが受けられる。実績については記載のとおりである。次ページをご覧いただきたい。アウトリーチについても、孤独・孤立対策推進事業と一体的に進めている。潜在的な相談者を見つけるための手段として、デジタルアウトリーチや他課との連携による高齢者向けパンフレットの郵送なども行っている。高齢者向けパンフレットについても、別紙として配付しているので併せてご覧いただきたい。次に、多機関協働について、先ほどご説明した支援会議または重層的支援会議を都度開催しており、10 月までに支援会議は 9 回、重層的支援会議は 3 回開催している。支援会議の開催にあたっては、別紙 4「つなぐシート」を使用して相談情報の共有を図っている。区内部だけではなく、相談された課題が複雑化・複合化して多機関が集まって支援し区に繋げる必要がある場合についても本シートを使用している。逆に、区で受けた相談の中で、民間関係者にも支援をお願いしたい場合は、区から本シートを送付して会議体への参加や対応をお願いする場合もある。このようにお互いの連携ツールとして活用している。次に、地域づくりについて、本年実施した民間支援者向け説明会において重層的支援体制整備事業および孤独・孤立対策推進事業プラットフォームと位置づけている。6 月～7 月にかけて説明会を 10 回程度実施したほか、区議会特別委員会の議員の方にもご参加いただき、これを含めると全 11 回開催しており、参加人数は 300 名を超えている。ここではコミュニティコーピングというボードゲームを通じてディスカッションを行い、重層的支援の必要性を実感していただき、各テーブルで話し合いを行いながら、必要な繋がりや体制を区や各支援機関の実情に合わせて話し合った。また、9 月には 2 回目のプラットフォームということで新たな居場所支援の提案に向けた地域資源や企業・団体が提供できるリソースを組み合わせたワーキングを開催している。この結果、区内の産業技術大学院大学の教授を交え、具体化したものを来年度に予算化・事業化を考えている。次に、職員向け研修について、重層的支援体制整備事業の考え方を浸透させるため様々な研修を行っている。区の重層的支援体制整備事業は今年度に本格実施となったとはいえ、まだ手探りで進めている状況である。職員または区民への浸透とともに、支援団体への周知も引き続き行っていく。

大竹委員：

重層的支援体制整備事業の内容について、本事業の運営コストは介護保険特別会計からではないという認識でよろしいか。

東野福祉計画課長：

運営コストで申し上げますと、先ほどご説明したオンラインカウンセリング等が含まれる。具体的には、例えば多機関協働や地域づくりは、区が主催して運営している。アウトリーチについてもデジタルアウトリーチということで多少の費用はかかる。それから、包括的相談支援については、先ほど支え愛・ほっとステーションが核となる説明をさせていただいた。もともと、支え愛・ほっとステーションは社会福祉協議会に委託している事業であり、それを拡充するため運営費用がかかっている。

大竹委員：

一般会計予算と介護保険特別会計予算のどちらか。

東野福祉計画課長：

一般会計予算である。

平塚委員：

重層的支援体制整備事業について、イメージとしては従来の高齢者支援や障害者支援の枠にはまらないところに支援を届けていくということがコンセプトだと思っている。具体的には8050問題やヤングケアラー等の狭間に落ちそうな世帯になると思うが、区内でどのくらいおり、今後、どのように取り組んでいくのかを教えてください。

東野福祉計画課長：

具体的な数字までは把握できるものではないと思っている。実際にそのような声が上がっているのは確かで、国主導により重層的支援体制整備事業法を定めて全国的に進めている。例えば、4人で1人の高齢者を現役世代が支えているという実態もあり、また、8050問題は以前から話が出ていたが、高齢化の進展により支える割合も広がってきている。また、その世代も高齢化により、現在は9060問題とも言われているので、区としてどのように支援していくかという観点から重層的支援体制整備事業に取り組んでいるところである。

上阪委員：

第4期品川区地域福祉計画について、実施計画が未策定のため今後事業評価を行うこととしているとのことだが、事業評価を行った場合は制度推進委員会において結果報告はあるか。また、重層的支援体制整備事業の民間支援者向け説明会について、一般区民向けではないという認識でよろしいか。

東野福祉計画課長：

まずは地域福祉計画推進委員会において評価・報告を行い、区ホームページでも公表する。必要があれば介護保険制度推進委員会においても報告する。また、地域づくりについて、まずは課題となっている支援者の相談先や支援者間のつながり等にフォーカスをあてて研修を行った。一般区民にも広げたいと考えているので、周知の仕方については徐々に取り組んでいきたいと考えている。

升崎委員：

周知の仕方について、書面だけでなく再現VTRのようなビデオ形式でも制作していただくとわかりやすいと思う。

東野福祉計画課長：

周知の仕方についてはコミュニティコーピングを活用して支援者に対し説明しているところである。すべてのケースを網羅することは難しいと思うが、ビデオや漫画等の活用も検討しているので様々考えていきたい。

中越委員：

アウトリーチについて、繋がりのない高齢者宅への見守り訪問等の拡充とあるが、誰が担当しており、民生委員・福祉事務所職員・成年後見人等との関係はどうなっているのか。

東野福祉計画課長：

民生委員が見守り訪問を実施するのは75歳以上の一人暮らし高齢者である。このうち、訪問について同意を得た方の自宅にしか行っていない。その他の約1万2千人の方については、支え愛・ほっとステーションの職員が見守りとして訪問している。13地区で年間約4,000件訪問しているので、全員訪問するとなると約3年かかる。職員数を増やせばもう少し早いサイクルで実施することができ拡充が見込まれる。

中越委員：

令和7年度に6か所の職員を2名から3名に増員し、令和9年度には13か所に拡充するとのことだが要因は何か。

東野福祉計画課長：

重層的支援体制整備事業を進めるにあたり、地域での相談を核としたいと考えている。そこで、地域での福祉の相談を受けることができる場所が地域センターの支え愛・ほっとステーションと位置付けている。これまでは65歳以上の高齢者のみの相談が主だったが、対象を若い世代に広げるにあたり2名体制では厳しいため1名増員する体制をとっている。これまでも地域の中での取り組みとして「よりみち」(フリースペース事業)や、町会や民生委員と協働して催し物を開催するなどの取り組みも実施しており、今後は若い世代も入れた取り組みを検討していきたいと考えている。

中越委員：

良い事業だと思うので、ぜひ予算をつけていただきたい。

田尻委員：

支え愛・ほっとステーションと民生委員の関係は非常に良い。増員は歓迎であり、支え愛・ほっとステーションは良い仕組みだと思っている。

伊井委員：

多機関協働の支援会議にはどのような方が参加しているのか。また、重層的支援体制整備事業について区の中のどの部署が関わっているのか。

東野福祉計画課長：

まず、区の関係している部署としては福祉部門だけでなく子ども家庭支援センターや区保健所・保健センターにも参画いただいている。また、在宅介護支援センター等の地域ケアを行っている事業所にも参加いただいているほか、最近では民生委員や町会・自治会の方、マンション管理組合や支え愛・ほっとステーションの方にも参加いただいている。

また、必要な課で申し上げると、例えばごみ屋敷等の問題もあるため住宅関係課にも声かけするなど、関係課から必要な方にご参加いただき支援会議が成り立っている。

富樫委員：

今後も介護サービスが必要な方に対して支援がしっかりと行き届くような体制が確立されてほしいと思う。

佐藤委員：

精神障害は引きこもりの方が多いためアウトリーチに期待しているが、個人情報保護の観点からなかなかたどり着かない現状があることから、家族や周囲の方のサポートが必要となり難しいとも思う。

東野福祉計画課長：

引きこもりの方へのアウトリーチについて、重層的支援会議においても視点を置いている。引きこもりも様々なケースがあるので、支援しているエールしながわ等の団体と協力してプランニングを考えている。

大八木委員：

支え愛・ほっとステーションにおける 2 名から 3 名への拡充によりどのくらい変わったのか。よく地域センターに出向くと支え愛・ほっとステーションの職員が 2 名とも不在とすることが多いように感じるので、職員の増員により相談体制も強化されると思っている。2 名から 3 名への拡充は令和 9 年度までに実施されるのか。

東野福祉計画課長：

令和 9 年度までに段階的に拡充する予定である。

熊本委員長：

重層的支援は介護保険と関係なさそうに見えるが、社会福祉の観点から申し上げると若者や引きこもり等にもつながってくるので、包括的に取り組むことが重要である。アウトリーチに関するご意見が色々出てきたが、その難しさは実感しており、例えば、学生が講義に出てこず話を聞いてみるとヤングケアラーだったというケースも実際にある。ヤングケアラーの方は、自身が置かれている状況に対して支援を受けることができるということに気づいていないことも多いので、動画を制作する等してわかりやすく伝えていく工夫が必要だと感じた。

(1)第九期品川区介護保険事業計画 8つの推進プロジェクトの検証

②プロジェクト7「介護・福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上」(資料2)

菅野高齢者福祉課長：

2025 年に団塊の世代が 75 歳以上を迎え、2040 年には団塊ジュニア世代が 65 歳を迎えることになり、生産年齢人口が急速に減少していく。就労者数が減少する一方で医療・介護ニーズが高まり、それを支える人材の確保が喫緊の課題となっている。資料 2 の「1. 介護人材の確保・定着の課題」をご覧いただきたい。東京都の推計によると、都内における介護職員数は、令和 12 年(2030 年)度には、約4万7千人の介護職員の不足が見込まれている。また、全国の介護関係職種の有効求人倍率は令和 7 年 9 月時点で 4.02 倍と全職業平均の 1.10 倍を大きく上回り、特に東京都では 8.73 倍と突出して高く、人手不足が深刻化してい

る。この要因としては、都内高齢者人口増による介護需要の増、他業種との競合・都内の生活コストの高さなどが考えられる。そして、資料中段の「区内 65 歳人口動向・推計」について、高齢者人口がピークを迎える 2040 年に 65 歳以降人口が約 10 万 1 千人、要介護認定者は約 2 万人と推計している。次に、「2. 多様な介護・福祉職員の確保と育成」をご覧いただきたい。区では、介護サービスの安定供給に向け、人材の確保・育成を推進しており、今年度に介護人材確保定着支援担当という係を新設した。居住支援手当による処遇改善に加え、家賃への支援や外国人人材の受け入れ拡大に対応する事業を実施しているところである。次に、「3. 主な事業の概要・実績」をご覧いただきたい。図は区の事業を体系化したものであり、この中の主な事業を紹介していく。はじめに、「介護・看護職員確保支援」について、特別養護老人ホーム・老人保健施設が人材紹介会社等を利用して介護職員や看護職員を雇用した場合に紹介料の一部を補助する事業である。次に、「品川介護福祉専門学校」について、卒業生は区内事業所で就職し人材確保に貢献している。全国で唯一、社会福祉協議会が設立・運営している専門学校であり、区内社会福祉法人等のバックアップにより入学から卒業後のキャリアアップまで長きにわたりサポートを行っている。区では在学生向けの修学資金貸付事業のほか入学促進を目的とした外国人向け日本語講座等を実施している。次に、「品川区居住支援手当」について、介護事業者が介護職員・介護支援専門員等に対し、月 1 万円の居住支援手当を支給した場合、支給にかかる経費について事業者に対し補助する制度である。次に、「初任者・実務者研修受講費助成」について、区民や区内介護事業所の職員が、介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を修了した際に、受講費用の一部を助成する制度である。次に、「介護支援専門員法定研修受講費補助事業」について、区内居宅介護支援事業所に勤務する介護支援専門員が資格取得や更新に必要な法定研修を受講した際の受講料の一部を補助する制度である。近年は介護職員だけでなくケアマネジャーの不足も深刻であり、東京都が 4 分の 3 を補助し、当事業で区が 4 分の 1 を補助することにより、無料で研修を受講することができ、ケアマネジャーの確保を図るものである。そのほか、「介護職員等宿舍借り上げ支援事業」や「外国人介護人材雇用(就学)支援事業」等の人材定着のための支援も行っている。介護人材不足は区だけでなく国および東京都の課題でもある。区では、国や東京都の施策とも連携しながら、介護保険サービスの継続的な体制確保のため、介護・福祉職員の確保・育成に資する施策を引き続き実施していく。

浅川委員：

品川介護福祉専門学校について、区内就職者が 15 名とのことだが、全学生数はどれくらいか。また、区内の各福祉施設には、区内在住の方が就職されているのか区外の方が就職されているのか状況を教えてほしい。

菅野高齢者福祉課長：

品川介護福祉専門学校は、1 学年 40 名の定員で、2 学年を合わせると 80 名となっている。入学して順調に卒業すれば、毎年 40 人の卒業生を輩出することとなるが、近年は入学者の確保が難しく、15 名は前回の卒業生全員の人数である。区の指定する福祉施設に 3 年間勤めると貸付金の返還が免除となる制度もあり、全員が区内福祉施設に就職している。

上阪委員：

介護保険制度を認識している方が少ないため広報活動が重要である。介護人材の確保に関

してもまずは様々な手段により発信することが大切だと思うのでご検討いただきたい。

菅野高齢者福祉課長：

ご意見感謝する。広報活動をどこまで行えばよいかというのは難しいところであり、一般的に介護が必要となった時に何をすればよいか困ることが多いと思う。学生を増やすための工夫として、SNS を活用してオープンキャンパスの様子を発信する等も実施しているので、今後も少しずつ広報活動を広げていきたいと考えている。このほか、中高生向けにはドリームジョブという出前授業に、今後、人材確保のため参加させていただくことも考えている。

升崎委員：

介護福祉士国家試験は年齢に関係なく受験でき、手厚い補助もあるので、ぜひ広報で周知いただきたい。

菅野高齢者福祉課長：

品川介護福祉専門学校は、主に高校訪問を重点的に行っており、高校を卒業して品川介護福祉専門学校に入学する生徒が多いが、最近では子育てが落ち着いた 30 代や 40 代の方が入学されている事例も増えている。そのような方々へのアプローチは課題と考えているのでご意見を参考にさせていただく。

榎本委員：

品川介護福祉専門学校の入学生が減少してきたのは最近である。平成 30 年には 36 名、令和元年に 21 名、令和 3 年に 24 名入学したが、令和 6 年には 18 名、令和 7 年には 11 名と急激に減少してきている。冊子を発行しているほか年 20 回程度オープンキャンパスを実施するなど様々な PR 活動を行っている。新入生に入学のきっかけを聞くと、親や祖父・祖母の介護、親が介護業界で働いているなどの福祉関係者が多いが、学生時代にボランティアを行っていたり、福祉に興味があり専門学校に進学したりした方もいる。興味がないわけではないので、若い世代にどのように PR するかが課題となっている。若い世代は SNS から情報を得ているため、インスタグラム等から発信しているが、子どもが介護業界を志望すると、介護業界は大変そうだし賃金が低そうだからという理由で親に止められる事例もある。近年は処遇改善等も進んでおり報道と実態と合っていない部分もあるので、自分の目で確かめてもらって情報を集めてもらえるような取り組みを行っていききたいと考えている。

渡邊委員：

居住支援手当は大変ありがたく思っている。また、外国人介護人材の支援策について、人材確保・定着・育成につなげていくため、区の社会資源である品川介護福祉専門学校と協力しながら取り組んでいきたいと考えている。重層的な人材確保という意味で高齢分野や障害分野の支援を行いたい方に対して、介護職員初任者研修や障害分野の同行援護従業者養成研修を実施しているが、受講生が年々減少してきているので、PR 活動を含めて効率的に人材を確保できるような取り組みを実施していきたいと考えている。

下村委員：

新卒の面接を実施していると、介護の仕事をはじめたきっかけとして多いのが、自分の祖

父母が施設に入所しており、働いている介護士が格好良かったという声が非常に多い。なので、1回でも介護現場に足を運ぶきっかけが作られれば、介護の魅力や仕事のやりがいも明確化できると思う。居住支援手当の実績171事業所を見ると、品川介護福祉専門学校だけでの介護職員確保は難しいと感じている。介護福祉士を取得して入職する学生が減少してきている中で当法人が実施しているのは、社会福祉士を取得して働きたいと考える大学生や管理栄養士等の他分野から介護職として働きたい方に対してPRして採用活動を行っている。しかし、そのような中で懸念していることとして、介護福祉士の資格を保有して就職できないという点で、サービス提供体制強化加算の算定率が下がり、同様に処遇改善加算も下がるため事業所運営が厳しくなるという傾向も生まれやすくなる。したがって、加算算定も必要な手段ではあるが、基本的な介護報酬の見直しも必要だと思う。

中村委員：

上大崎特別養護老人ホームにおいて、介護人材の定着という意味で資料2の「3. 主な事業の概要・実績」にある各施策のおかげだと感じている。また、介護人材の確保という意味では、品川介護福祉専門学校から6年度の卒業生を1名採用できている。先ほど話にも出ていたが、報道と実際の介護業界のずれが少しあると感じており、処遇改善についても年々金額が増額されてきている。もっと世間に実態を知ってもらうことで人材確保の課題も解決されていくと思う。

遠藤委員：

まず、重層的支援体制整備事業については、厚生労働省のホームページにも掲載されているが全国でまだ400自治体も実施していないと思う。その意味で区は積極的に展開しており、この事業自体も非常に良いものであるが、その分職員人材等も必要となるため簡単に実施できる事業ではない。ただ、このように展開していることはこれからの品川の福祉にとって大きな前進になると思う。それと同時に、重層的支援体制整備事業は縦割りをなくしていくことである。もともと生活困窮がスタートラインだったが、所得はあるが孤立している方が実は多くいるので、所得に関係なく誰もが社会の一員として参画していくことを考えると非常に重要な事業であり、生活課題が深刻化する前に防止することが結果として社会コストを下げることに繋がる。したがって、重層的支援体制整備事業は、行政だけでなく地域の皆様と一緒にこれから展開していくと良い方向になると思う。次に、介護人材については本当に難しい問題である。近年、ITやAIの活用により以前と比べて現場の環境は良くなってきているが、大きな問題として賃金が安いことはずっと言われている。今回、国の補正予算で介護職員1人あたり1万9,000円、令和8年度の期中改定においても1万9,000円の処遇改善を実施することとなったが、それでも民間企業とは差がある状況である。では、介護報酬を上げればよいかといえば、介護サービスの利用料が上がり介護保険料も上がることになる。介護報酬を上げて職員に還元することは良いことだが、他方で利用料や保険料が上がるという給付と負担の問題が存在している。このような状況の中で大事なことは、やはり予防を重視して介護にならないことであり、行政だけでなく地域全体で力を合わせることも重要である。また、介護人材における現在の処遇では低いと思うので、もう少し処遇改善を実施していくことが結果として良い方向に繋がると思うが、区だけの問題ではないため全体で協力しながら進めていくこととなると思う。

大竹委員：

介護報酬の引き上げに伴い介護サービス利用料や保険料が引き上げられるという話があったが、高額療養費も所得区分の見直しにより細分化されているので介護保険でも検討してほしい。介護保険制度における保険料を計算する所得段階が 14 段階から 17 段階に見直されたことにより高所得者層での平準化は進んだと想定されるが、物価高騰や介護報酬の引き上げ等を鑑みると、生活を支え合う大切さからも、高所得者層の所得段階の更なる細分化と低所得者層の所得段階の細分化を同時に図ることが望ましいと思う。将来、自分自身が介護サービスを利用する際に費用がいくらになっているのかは心配なので、保険料の所得段階の細分化の問題については、高齢者が暮らしやすいように考えて行ってほしい。

菅野高齢者福祉課長：

ご意見感謝する。介護報酬が上がると給付と負担の関係で保険料が高くなるのが介護保険制度の悩ましい問題かと思う。現在の保険料基準額は 6,500 円で、所得に応じて 17 段階の保険料段階を設けており、国の 13 段階からさらに細分化して低所得者の負担が軽くなるような工夫は行っている。さらなる細分化については、総合的に判断して次回の保険料を決定する際に検討していきたい。

大竹委員：

特に、低所得者層にとっては、健康保険料や介護保険料を支払い、残りの年金で必要な生活を支えた結果、介護サービスを利用したいのに利用できないという状況をつくってはいけないと思う。今のままだと将来、自分自身が介護サービスを利用する際に、保険料が年金から天引きされた後で、安心して介護サービスを利用できるか心配である。それらを考えると、結果として高所得者層の累進性は上がるが、低所得者層と高所得者層の所得段階の細分化を図り、高所得者層の負担率を上げて低所得者の負担率を軽くすることは、お互いに助け合う仕組みづくりとなり、安心して生活できる制度になるように思う。

菅野高齢者福祉課長：

介護が必要となった時に経済的理由によりサービスが受けられないことはあってはならないことだと思うので、一人ひとりの暮らしぶりについて情報収集しながら次期介護保険料の設定の際に考えていかなければならないと思っている。

先ほど、遠藤委員より、介護予防を進めていくことが少しでも介護が必要となる時期を遅らせる一つの手段だというお話もあった。上條委員は介護予防事業にかかわっていただいていると思うのでぜひお話をお聞かせ願いたい。

上條委員：

区の事業として柔道整復師による訪問型リハビリを実施しているが、各地域の事業者等に認知されていないことが問題だと感じており、マンガ制作による広報活動を行いながら認知していただき事業を進めていきたいと考えている。また、資料 1 の別紙 1 に記載のある誰でもチャットを実施していくことはヤングケアラーの方たちにとっても良いことだと思う。また、別紙 3 のパンフレットは 65 歳以上の方にも配布されるのか。

東野福祉計画課長：

本パンフレットは 65 歳になり肺炎球菌の予防接種を受けられる方に対して同封している。地域のために貢献したい、困っていてどこに相談したらいいかわからない等の際にご覧いただきたく送付しているものであり、まずは視覚的にわかりやすく高齢者の方にお届けしたいと考えている。

上條委員：

とても良い取り組みだと思う。65 歳を過ぎて何もしないまましていると急に認知症が現れることもあると思うので、予防するためにもお互いに良い状況を作っていくことが大事だと思う。

(2)日常生活圏域ニーズ調査の実施について

菅野高齢者福祉課長：

資料 3 をご覧いただきたい。介護保険事業計画改定に伴う日常生活圏域ニーズ調査について説明する。1.実施目的について、第十期介護保険事業計画の策定にあたって、国はニーズ調査の実施を推奨している。区では、これまで毎年のモニタリングアンケートの実施、在宅介護支援センター等における相談状況などから、意見や要望等の把握に努めているところであるが、第十期の改定に向けて、国の見える化システム上に調査結果等のデータを登録することで多様な分析が行えるほか、統計資料による地域課題の把握や社会資源の発掘などの将来的な検討材料の収集が見込めることから、本調査を実施する。3.調査概要について、要介護1～5の介護認定を受けていない65歳～74歳の在宅の方約5,500人を対象にアンケートを実施したいと考えている。次に、アンケート項目案について、別紙として調査票案を配付しているのでご覧いただきたい。全部で 12 問あり、問 1～問 8 までは国により質問項目が指定されており、前回も同様の質問をして統計的な比較を行う仕組みとなっている。問 9 以降は区独自案であるが、問 9～問 11 までは前回と同様の質問で統計的な比較を行い、問 12 は国においてオプション項目とされているため今回新たに追加したものである。4.今後の予定について、令和 8 年 1 月 21 日に調査票を発送し、2 月 11 日を回答期限として設定しようと考えている。そして、令和 8 年度に、本調査結果も踏まえて第十期介護保険事業計画の改定作業を行い、令和 9 年度に策定の流れとなる。アンケート結果の公表については、機会を捉えて介護保険制度推進委員会においても報告させていただくが、第十期介護保険事業計画内にも掲載する予定となっている。

佐藤委員：

本アンケートは紙による回答のみで、ウェブ回答はできないのか。

菅野高齢者福祉課長：

少しでも回収率を上げるため、様々な回収方法があると思うが、今回は紙による回答を考えており、次回に活かしていきたいと思う。

上阪委員：

本調査の対象が介護認定を受けていない方ということで、健康寿命の延伸という趣旨で質問させていただきたい。私はカラダ見える化トレーニングが非常に良いと考えており申し込

んでいるが抽選に漏れることも多い。65 歳を超えてジムで頑張っている方々は、自己意識が高く介護にかかる費用を減らすために努力していると思う。なので、そのような方々に対して抽選漏れという結果はとても残念であり、仮に、予算が課題の場合、区の裁量かはわからないが増額することができないか、また、ジムの収容能力が課題の場合は別のジムで開催できないかといったことが考えられる。どちらも難しいのであれば、例えば落選した方が他のジムに通う場合に同等の支援を行うなど何か担保する仕組みが必要と感じているがいかがか。

菅野高齢者福祉課長：

カラダ見える化トレーニングは非常に人気の高いプログラムであり、できるだけ多くの方にご参加いただきたい等の理由から連続して当選しにくい難しさもあると思う。当該事業は介護予防事業の一つとして実施しており、これ以外にも運動系介護予防事業を各種実施している。介護保険法の中では普及啓発事業という介護予防を行うためのきっかけづくりとして提供している。これらの事業の会計区分は介護保険特別会計の地域支援事業に該当し、地域支援事業は 85 歳以上人口や介護認定率等に応じた上限があるため予算に限りはあるものの、これらの事業に参加いただくことで介護予防事業に興味を持っていただき、継続的に体力づくりを行っていただくと大きな効果として表れるという趣旨で実施させていただいているのでご理解いただきたい。

中越委員：

本調査に要支援者は対象として含まれているか。また、本調査の質問項目は国の指定であり、追加することはできないということか。

菅野高齢者福祉課長：

要介護 1～5 を除くとしているので、要支援者および総合事業対象者、要介護認定を受けていない方が対象となる。また、質問項目について、問 1～問 8 は国の指定により決まった項目、問 9～問 11 は国のオプション項目や区独自の項目となる。約 3 分の 2 は国の指定した項目ではあるが、区独自の質問項目も入れられる仕組みとなっている。

中越委員：

追加できたら構わないので 2 点ほど挙げる。1 点目は住居について、戸建て・賃貸等の分布が分かると良いと思う。2 点目は区から送付される補助金申請等の文書について、誰が記入しているか実態が分かると良いと思う。

菅野高齢者福祉課長：

ご意見感謝する。ニーズ調査については、区独自の質問項目はあるものの、国によりある程度の質問項目が決まっているので、公文書の理解等のについては機会を捉えて他調査において項目とするなど検証していきたい。

中越委員：

調査結果は公表されるのか。

菅野高齢者福祉課長：

前回の調査結果については、第九期事業計画策定の際も介護保険制度推進委員会において報告するとともに、第九期介護保険事業計画においても掲載している。今回の調査結果についても介護保険制度推進委員会において報告するとともに第十期介護保険事業計画においても掲載する予定である。

熊本委員長：

本調査は大規模な調査であり、前回の回収率は 50%を超えているので広く統計的な分析ができると思う。介護保険事業計画には地域ごとの実態が掲載されているだけなので、例えば、まだ介護サービスを必要としない方の中でどれだけ健康度が保てているか等の分析もできると思う。

伊井委員：

問 10(2)に定期健診の質問項目があり、歯科・眼科等はあるが、区民健診は既に把握しているため記載していないということか。

菅野高齢者福祉課長：

前回は歯科・眼科等は調査項目として掲載しており、区民健診については国保医療年金課において特定健診の実施・分析を行っているため、本調査ではそれ以外の健診を質問項目とさせていただいている。

熊本委員長：

前回は同様の質問をしており、結果の傾向を見ると歯科健診は多いが眼科や耳鼻科は少ない等の結果も出ているので今後の施策に反映できると思う。

遠藤委員：

現在、次期介護保険制度改正について議論されており、本日、社会保障審議会の介護保険部会において次期制度改正についての方向性が議論されており、これをもとに厚生労働省において法案を準備することとなる。既にホームページ上に資料が掲載されているので後ほどご覧いただくとよいと思うが、給付と負担の問題について審議会の中でも議論が分かれている。日本の現状を踏まえると、支え手が減り 85 歳以上の方が増えると必要な介護量も非常に増えるため、バランスをどう考えるか議論がなされている。現在の議論が今後どうなるかは分からないが、所得のある方については少しご負担いただく流れとなっており、所得の基準をどうするかが議論の分かれ目となっており、委員の皆様においても議論の動向を追っていただくとよいと思う。介護報酬の本格的な議論については、来年の年明けから介護給付費分科会において始まる。ニーズ調査については、国の質問項目と区独自の質問項目で構成されており、社会課題や通いの場に関する項目が入っているので良いと思う。あとは難しいかもしれないが、例えば介護保険や支え愛・ほっとステーションの認知度等も質問できると良いかもしれない。いずれにしろ、これから支え手が少なくなってくるが、元気高齢者はたくさんいる。行政だけでなく地域も含め一丸となって支えていかなければならないので、可能な限り社会参加をしていくことが介護給付費を上昇させない一つの大きな手法であると思う。

菅野高齢者福祉課長：

これにて、本日の委員会を終了する。